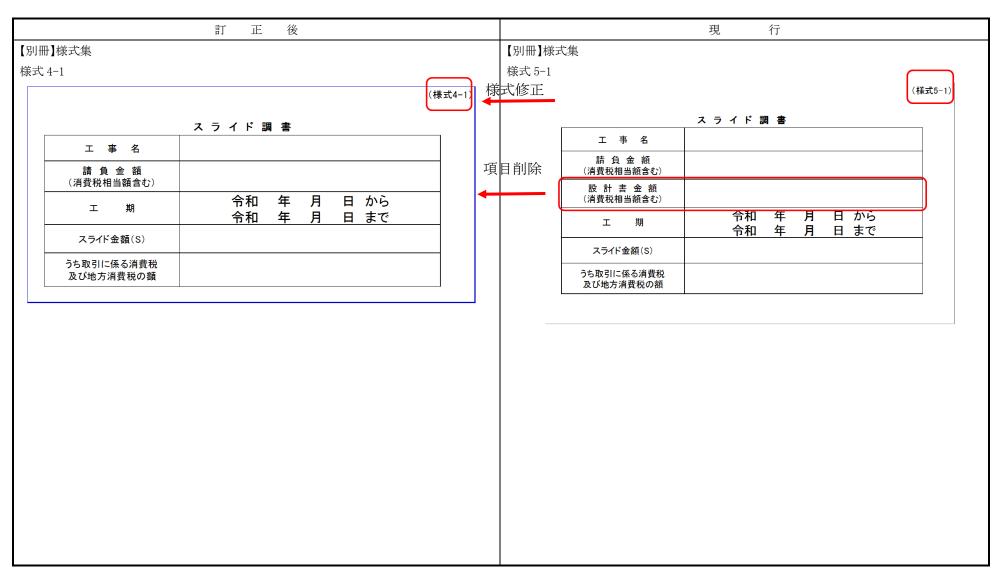
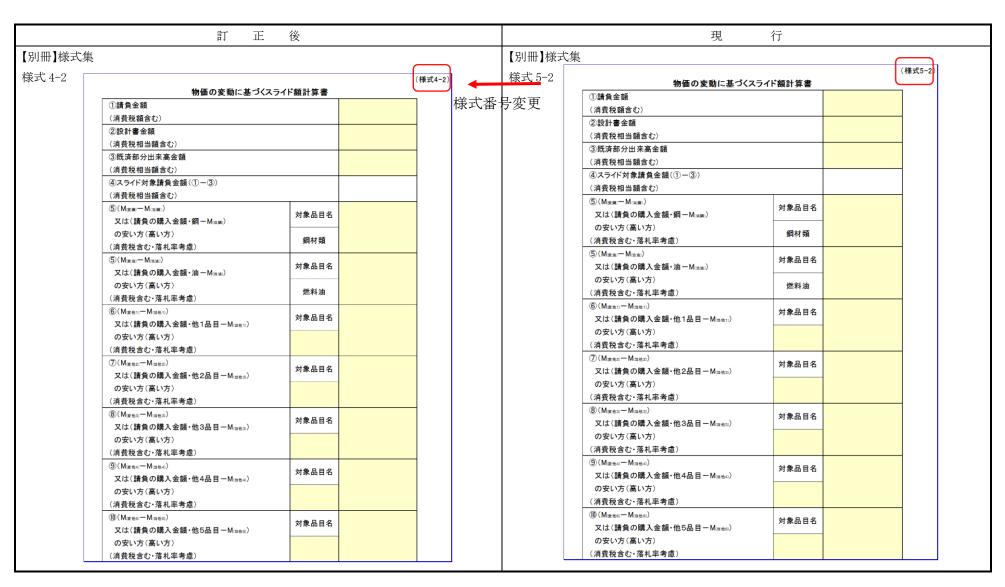


	訂 正 後	現		
【別冊】様式集				
様式 4'	スライド額が請負金額の1%を超えない場合に限り本様式を使用する。 (様式4)			
	令和 年 月 日 (受注者)			
	様 (発注者)			
	契約内容の変更について(協議)			
	工事番号			
	工事名 工事場所			
	令和 年 月 日 付けで請求のあった(又は請求した)新潟県財務規則			
	(昭和57年新潟県規則第10号)別記建設工事請負基準約款第26条第5項に基づく 請負金額の変更請求について、建設工事請負基準約款第26条第7項に基づき、			
	下記のとおり協議します。			
	58	様式差し込み		
	1 スライド変更可否 スライドの適用が認められない	←		
	2 理由 スライド額が請負金額の1%を超えないため			
	契約番号			





訂 正 後	現 行
[別冊]様式集	【別冊】様式集
	様式 5-2
1) スライド額(S) S={(M(皮膚)-M(歯膚))+(M(皮膚)-M(歯歯))+(M(皮膚)-M(歯歯))-P×1/100} =(⑤+⑥+・・・・+(③-④×1/100= M(歯側), M(歯歯)={p1×D1+p2×D2	1) スライド額(S) S={(M(食用)-M(食用))+(M(食用)-M(食用))+(M(食用)-M(食用))-P×1/100} =(S)+(S)+・・・・+(③-④×1/100= M(食用), M(食用)={p1×D1+p2×D2
2) スライド金額(S')=スライド額(S)×100/110= (万円未満切り捨て) 3) 消費税相当額=スライド額(S')・13費税相当額=	2) スライド金額(S') = スライド額(S) × 100/110 = (万円未満切り捨て) (万円未満切り捨て) (万円未満切り捨て) (3) 消費税相当額=スライド額(S) = スライド金額(S') + 消費税相当額 =

